

Title	帝国主義の経済学
Sub Title	
Author	宮坂, 作衛
Publisher	三田学会
Publication year	1911
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.5, No.1 (1911. 1) ,p.101- 116
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19110115-0101">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19110115-0101</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

合策行はれしも、其聯合は鞏固ならずして、所期の目的を達するに足らざりき。各地方に互る労働組合の成立を見るに至りしは正に一八三〇年代のことに屬す。而して此新氣運に乗じて陳勝吳廣たりしものはランカシエヤの紡績職工及びヨークシエヤの建築職工なり。彼等は他に卒先して全國同業職工の同盟を形成せり。一八三三年に起れる數度の同盟罷工は従前のものに比して範圍廣く、爲めに時の内務大臣をして組合禁止法復活の必要を思はしめし程なりき。マンチエスター、パイスレー、バアミンガム、リーズ、ダービー及びポツテリース其他の地方に類々として起れる同盟罷工に際し、各組合は互に相提携し、一様な援護を罷工中の同業者に與へたり。次で聯合労働組合の組織成り、一八三三年九月七日「開拓者一名労働組合時報」は此運動の機關紙としてジエームス、モリソンの手に依つてバアミンガムに創刊せられたり。其後數ヶ月を出でずして一八三四年一月には全國聯合労働組合の成立を見たり。ロバート、オ

「ウエンは實に此組織に最も貢獻せる一人なりき。同組合は僅々數週間に少くとも五十萬人の組合員を吸収し、内數萬の農民及び婦女を包含せり。執行委員は四名の有給事務員を從へて倫敦に在り。以て組合の事務を處理するの任に當れり。此大聯合の聲明せる政策は全國を通じて一般的労働者の同盟罷工を行はしむるに在りしも、然も創立の當初よりして斷えず局部的争闘に累はされたり。斯くて法權壓迫の時代を脱したる労働組合は全く革命の時代に入れるなり。

(六)

労働組合の前途は現今に在ても經濟社會の未知數なり。近世の經濟學者と改革派社會主義者とは幾多の點に於て其意見の接觸調和を見たりと雖も、労働組合に就ては全然同一なりと云ふ可らず。經濟學者は飽くまで労働組合を以て任意自由の發達を期げたる自發的組織と爲し、之に對して何等特種の特權を附與す可きものにあらず、各人は之に加入するも脱退するも全く其意の儘に任す可

冥想せんとするものなり。(完)

帝國主義の經濟學

宮坂作衛

きものにして、組合以外に立たんと欲するものも之が組合員たるものと法律上産業上同等の權利を保有す可きを主張し、且つ同一工業内に二個の相異なる組合對立するも亦之を是認す可く兩者は共に法律上同等の地位に立つ可きものなりと做せり。

然るに社會主義者は労働組合を以て労働者の法律上の團結と爲し、之に加入するものは特權を享有するものなりと思惟し、之を以てあらゆる障害抵抗を排除し組合に加入せざるものを悉く征服す可き特權を附與せられ、實權を保有するタイラントたらしめんとするに在り。由是觀之改革派社會主義者の主張する所亦往々にして昔時の革命的社會主義者の主張と相近きものなるを發見せずんばあらず。

近時頻々として外電の傳へつゝある激烈なる同盟罷工は蓋し何事を語りつゝあるか。吾人は暫く舊時に於ける労働組合の苦闘史を二三のオーソリティーより抄譯補綴して以て靜に労働組合の前途を

帝國主義の經濟學を論ずるに當り先づ何故に吾人はアダムスミスの思想及び論法に復歸せざるべからざるか。六十餘年前既にミルは其の著「原論」の序文に於て國富論は數多の點に於て獨斷的にして且つ全く不完全なるものなりと云へり。然らばミルすらも亦獨斷的にして不完全なりと思考せらるゝ現代に在りて何故に吾人は最近の經濟學說を採用し或は高等數學の助を藉りて以て限界的學說を適用する事能はざるか。との先決問題を生ず。如上の問題に對する解答に二様あり、即ち積極的なるもの及び消極的なるもの是也。先づ最初消極的方面より述べんに之れ即ちある科學の進歩若しくはある特殊の問題の解決に對し最も大なる妨害となるものは不適當なる觀念を使用するにありとの古來の教訓に基くもの也。

觀念の解釋に於ても將た又統計の使用に於ても共に經濟學上に於ける數學的論法の價值を無視す

るは到底余の爲し得る所にあらずと雖も數學的思想及論法の適用は頗る制限せられ而かも此制限たる特に數學的經濟學者の主腦殊に彼等の父とも稱すべきクルノーによりて切言せられたり。此等の制限にして承認せらるゝにあらざれば我が經濟學者は彼のガリヴァー旅行記中のラプタ島飛鳥島のなす所と擇ばざるに至るの危険なしとせず。此ラプタ島にては各人數學的問題にのみ腐心し爲めに實際生活上のことに彼等の注意を呼び起さんとせば、必ず勝脱の附きたる棒を持てる從者に口や耳を打たるゝことを必要とす。吾人は屢々アダム・ミスの不注意なる點に關して説く所あるを耳にせり然れども彼が天文學史を著し或はニユートンの數學に於て熟達せる所ありしと雖も國富論を著述せる當時決して如上の打棒は之れを必要とせざりしは已に明確の事なり。

之と等しく限界的學說の思想も其用途數多ある可しと雖も、然も其用途たる大に制限せらる可きもの也。彼のゼボンス自ら一般經濟學に關しアダム・ミスの論法に復歸せんと主張したるが如き寧ろ顯著なる事實と云ふべき也。

以上は即ち論法問題の消極的方面に付きて論じたるものなり、今積極的方面につきて見るにア

ダム・ミスの思想及び論法を以つて帝國主義の經濟學を論ずる第一の理由に就きて述べんに千八百八十七年かのハルデー氏はアダム・ミス傳中に曰くアダム・ミスは抽象的提案は如何なる注意を以て之れを叙述するも單に事物の半面を表示するに過ぎざるものにして從つて獨り具體的のものに屬す可き性質を缺くものなりとの觀念を把持せり。抽象論は有用なる僕婢なれども然も不良の主人なりと云ふべし、と余は此見地より國富論の主要なる誤謬として一般に注意せらるゝものは却つて其の主たる長所とする所にして且又冗長多辯を用ふるに對して不満を懷く者は事實は却つて抽象を眞理に轉換するを誹るものなる事を茲に附言せんとす。

アダム・ミスの論法に復歸するの第二の理由はミスが一般人民に解し易く又普く知られたる思想を以て論述せる事即ち是也。但し吾人にして若し一般に普及せる思想を使用し且つ之れを表示するに一般普通の言語を使用したりとするも之れを以て直ちに吾人はあらゆる難解を脱し且つ之れが爲めに何等科學的分析の必要を見ざるものと思ふべきならず。見よ將棋の規則は簡單にして何人も容易に之れを習得する事を得て兒童と雖も良

く之れを斷ふ事を得る也。然も此將棋の戰略には無限の困難あること人の良く知る所にあらずや。アダム・ミスが論述したる如く「人類社會の大將棋盤に於て各個夫々立法者が選んで以て其れに強制せんとするものとは全然相異なる自己行動の原則を有するものなり」。經濟學上に於て恐らく最も困難とするは法律或は政府と接觸する邊に存するものなり。而して此場合に於ては大部分數學的思想は不台宜たるを免れざるなり。

最後にアダム・ミスは實際政治家が據つて以つて行動せし思想を供與せし人なりと云ふを得べし。コブデンは余が知れる新規なる經濟上の眞理は一も之れを發見せざりき、とはかのモーレーが言なり。かくてモーレーは單にコブデンのみならず。グラトストンに對して經濟的思想を供給せるものも、之れアダム・ミスなりと云へり。實にアダム・ミスは斯くの如き思想の全般的供與者にして吾人は未だ良く其等思想の全部を適用し得可き偉大なる實際政治家を發見せざるなり、殊に帝國同盟に對する彼が思想は其實現を待ちつゝあるものと云ふべし。ミスが國富論著述の當時に於て此等思想は極めて重要なるものなりき。然して今日余が之れに就きて述べんとするも其の目

的たる蓋し此等思想が現時に於ても同じく重且大なる事を示さんとするにあるなり。昔時一國統治に關する問題は地方と中央換言すれば小と大との官權の間に適宜に夫々の職務を分配するの一事なりき、而して此問題たる各進歩的社會に於ては絶えず新しき形態に於て現出するものなり。帝國主義の根本問題は其の本質たる此常に循環して止まざる問題の一形態に過ぎざるなり。其問題とは何ぞ、即ち不列顛帝國の構成に就き中央集權主義を擴張するの好時期に到達せりや否や、若し到達せりとせば如何なる方面に於て然るや即ち是なり。過去の歴史を辿るに或る時代に於ける一團の進歩發達は中央政府の權力増進によりてのみ可能なりし事を示せり。之と等しく地方に於て早熟せる中央政府或は不相應に擴張せられたる中央政府は往々にして專制政治或は屬僚政治に終るの事實ありしも亦疑ふ可らざるなり。過度の中央集權と過大せる政府の危険なるは屢々例證せらるゝ所にして個人に委せられたる場合に良く處理せられたる事業は如何なる政府と雖も、之れを自己の手に納む可きものにあらざると均しく地方政府によりて既に満足に經營せられたる事業は之れを中央政府の手に委すべきものにあらず、正

に之アダム、スミスの主唱する所なりしなり、果して然らば若しアダム、スミスの主義を以て指針とせば吾人は帝國主義と常に隨伴すべき過度の中央集權に陥るの弊を避け得ること確實ならん。

簡明なる自然的自由制度て、ふ言辭の下にアダム、スミスは重大なる三個の義務を各國君主に負はしめたり。此の義務たる簡易明確なるものなれども然も極めて重要なものと云ふべし。其の第一を外國侵害に對する防備の義務となす。此義務を遂行するに當り其職務が地方より中央政府に移りたるの事實あるは各進歩的國民の均しく觀察せる所なり。同時に亦從來獨立せる國家を併合し又は之れを聯合するに至らしめたる主力は即ち如此緊要なる防備なりき。防備の進歩發達は併合若しくは集中に於ける進歩と同時に生ぜしものなり戰爭は益々大經營を以て行はざるべからざるに至れり。小國民は或は唯だ古來の因習上其を維持するか或は又均勢維持の爲め所謂楔子國として存在するに過ぎず。然れども此の如き小國民と雖も防備義務の重要なを認め可及的大經營を以て此義務を遂行せんとするものなり。

而して第一に吾人が解決すべき問題は現在の狀態に於て不列顛帝國の構成部分に對し眞正なる帝

國的、集中的或は聯合的防備制度を目的とするの是非如何、若しくは分散せんとする傾向又は相違れる國民性の發達せんとする傾向を是認すべきや否やの問題即ち是也。

若し吾人にして單に國防の問題、不列顛帝國と稱せらるゝ聯合國家の性質に就きてのみ觀察せば眞成なる合同に對する必要は恐らく最も緊急なるものあるべし。此の如き帝國同盟の條件とする所は夫々密接の關係を有せる三條件なり。即ち第一は中央集權的組織第二は國際費繼續的の支給及び第三は満足なる方法を以て各種出金者を代表すべき永續的政府の建設是なり。

此等三要件中其第一の組織に關しては往々その輕視せらるゝ傾あり。蓋し自治體は既に帝國的組織の主義を容れたるが故にして例へば帝國の一般職員に關する制度を設け或は同様な訓練修養をなさしめ或は又陸海軍機關の各部を更迭せしむる等の有利なるを認めたるが如き即ち是なり。一度此主義にして採用せらるゝに至らんか其有利なるは明々白々の事にして組織の有數なる點のみに著眼せばそは勿論擴張すべきものなりとす。彼のハルデーン氏がかくの如く發達せる國防組織は精神上に於ても將た又實質上に於ても共に自ら帝國同

盟を發展せしむるの傾あるものなる事を痛論せられたるが如き信憑すべきものと云ふべし。固より純然たる陸軍防備組織の大部分は地方的性質の利益を有するものなる事疑を容れざる所にして地方の出資を以て此れが維持に當つべきものならんも然も斯の如き純然たる地方的施設は眞正なる帝國防備とは大に異なる所あるものなり。此制度は單に大なる發達を遂げたる帝國海軍力を必要とするのみならず、又同時に海軍力と雖も巨萬の動員をなし得らるゝ陸軍力の助を疎たざるべからず。之れを要するに帝國防備の此等要件は單に地方の必要に應じ、地方の出資を以て良く之れに適合せしむる事不可能なるものと云ふべし。

次に來るものは防備の第二要件即ち必要資金の繼續的準備なり。一千九百〇九年八月の會議によれば地方自治體は海軍防備の義務を分擔するの主義を翼賛し之れが確認として彼等は船舶或は金錢の任意的義捐をなしかくして彼等は負擔分配の一般的政策の開始に同意せり。然れども此任意的義捐の方法たる現今危急の際に於ては之れを以て充分なりとするも遠き將來を慮れば未だ之れを以て満足すべきにあらざるなり。殊に防備の事たる吾人は帝國の内外に於ける政權の發達及分配如何を

考察せざるべからざるなり。

負擔能力鑑識方法例へば富及人口等によりて防備經費を配賦するの法規がかく是認せられたるは之れ蓋し單純にして遇發的なる任意的補助或は仁慈の計畫に一進歩をなせるものなると同時に亦富及人口に於ける變動に自ら適合すべき満足なる法規は之れを編成する事困難にして亦其れを勵行するの更に至難なるものありと云ふべきなり。バスデーブル教授が述べたる如く眞正なる聯合とは各個の政治的單位間の調停に盡瘁するものにあらずして却つて自然人若しくは法人に對して適用さるべき租稅制度ありて主權によりて之れが勵行せらるゝものなり。即ち眞正なる聯合にありては中央及び聯邦政府は聯邦人民の所得より其歳入を收め若しくはある種の租稅を賦課する所置に出づるものと云ふべし。之れ即ちアダム、スミスによりて是認せられたる方法なる事茲に贅するの要なかるべし。スミスは法の如き目的に使用さるべき租稅なる周到なる注意を以て之れが研究を遂げたるなり。

固よりかくの如き畫策を遂行するに當り其困難の尋常ならざるものあるべく少なくとも財政上の自治權を犠牲とせざるべからざるの觀あると共に

亦實際上租税を適合せしむるの困難あり。往々政治的事件に關して生ずるが如く外觀上の困難は其實際上の困難より遙かに大なるものあるを見る。財政上の自治權とは市場の偶像なりと云へるロード、ベトコンの言良く其の眞意を傳へたるものあり。此等偶像は唯是れ無用の長物たるに過ぎず。偶像に二種あり一は今日其存在を失へる物名なり。蓋し財政上の自治權は此種の偶像と云ふべきか、思ふにギリシヤ、ラテンの文學上の翻譯よりすれば之れを任意的課税とも云ふべし。無論何人と雖も課税は其本質強制的のものにして任意的のものにあらざるものなる事良く知る所なり。されど若し租税納税者の代表者によりて課せられたりとせば之れ任意的のものなりと想像し得らるべし。吾人は事實財政上の自治權に附せらるべき眞意義として、代表權なるものに論及せざるべからず。アダム、スミスの計畫に於ては實に此課税と代表權とを兩々相完おするものといふべし。而も此計畫の如く各國共に代表せらるるに至らば何等財政上の自治權を犠牲とする事あらんや。今假りに吾人が任意的義捐に依頼するを續くるとするも義捐者に對し一般の經費或は又依つて以つて防備の主義を監理すべき政策の制御に參與するの權利

を與へんとするの畫策を案出せざるべからず。蓋し何等かの方法を以て義捐者に代表權を與へんとする畫策あるにあらずんば何所んぞ吾人は金錢船舶或は其の他の形態に於て任意的義捐の續出を豫期す事を得んや。

今やアダムスミス系統に基礎を置かるゝ一般的論據に歩を進むべき場合に到達せり。先づ防備主義の是認せられたると同時に中央集權共同義捐及び共同統御の思想玆に認容せられたりと想像せよ。然らば之れが主として依頼すべき財源は果して如何なるものを以てすべきか。實際上強大なる聯合によりて主として依頼されたる財源の第一に來るべきものは關稅より得らるゝ收入なり今此財源に就きて考究せんとせば勢ひ帝國同盟の他の方面に互らざるべからず。即ち聯邦相互の間並に同盟と他の諸外國との間に於ける商業上の關係是なり。

之れを史上に求むるに實際的聯合に於て最も特筆すべきは各聯邦間に於て關稅の檢束的使用を全然放棄せる事是なり。換言すれば盟邦間に於ては内國自由貿易の政策を採用せる事是なり。然れども同盟と外國との商業上の關係に於ては全く相反せる保護貿易政策の採用せらるゝ事一般の法則なり此二様の政策は必然相結合するものにあらず。

兩者夫々相異なる理由によりて維持せらるゝものなり。例へば英國に於ては以前長期に亘りて對外保護貿易と共に内國自由貿易の制度を固守せしも後永く今日に至るまで對外自由貿易を維持するに至れり。亦實際と帝國同盟に於て或は外國との財政上の關係を支配するの權利は之れを中央政府に委ね或は内國貿易と均一關稅とを以てする財政聯合は之れを以て確固たる防備聯合を生じたる事あるなり。由是觀之不列顛帝國の各部門に於ける内國自由貿易政策は第一に歴史上の論證に於て其の有利なる理由を有せるなり。國體なる思想の發展に於ては内部的檢束の廢止蓋し之れが主動たりし也。アダム、スミスは内國商業の自由は恐らく之れ大不列顛繁榮の一主因なりしと主張し尙且若し同様なる自由にして愛蘭及諸殖民地にも擴張する事を得たらんには國家の偉大なると帝國各部の繁榮とは益々増大せしならんと論じたり。而して彼は積極的論據を扶助するに亦常に之れに應ずる消極的論據を以てせり。則ち曰く佛國の繁榮之れに劣るは蓋し各州夫々相異なる歳入收得法あるが故なり。ミランの小公國は異なる租稅制度を有する六州に區分せられ、更に狭小なるパルマ領は四個の財政區に區分せらるゝ也。かくの如き不合

理の制度の下にありては極めて豊饒なる地味以外には何等此等諸國が貧困と野蠻とに陥るを保留するものなきなりと。

歴史上の論據はアダム、スミス時代以來歐米の各大家及聯合國に於て内國自由貿易の政策を採用せられたるより更に其勢力を強めたり。而もまた此政策たる不列顛帝國の數多の部分例へば加奈太濠洲及南亞等に於ける相分離せる殖民地及地方の併合せらるゝに當りて採用せられたるものなり。かくの如く何所に於ても内國貿易を採用せられし事實は一方對外關係に於て反對する政策即ち保護貿易政策を採用せし事實とは顯著なる對照を呈するものと云ふべきなり。而して之れ亦特殊の考究を要すべき事なりとす

發展せる大國家をして或は内國自由貿易を採用せしめ或は又ある形式の對外保護貿易を採用するに至らしめたる根本的相違は如何なるものなりや。此の顯著なる相違は即ち自由貿易政策は全般的に適用すべき二三簡單なる教義に基くを得ざるものにして其の場合場合により夫々異なる理由によりて扶助せざるべからざるものなる事を指示せるものなり。勿論吾人と雖も假定假設をなし以て此の自由貿易の學說を簡單に且つ全般的ならし

むる事能はざるにはあらざれども然も彼のヘンリー・メーンが敘述したるが如く此の抽象法によりて得たる決論の價値は排除せられたる要素と留保せられたる要素との相對的價値に基くものなり。而して我が假定の相對的價値を計量せんとせばミスがなしたる如く經驗に訴へて之れを試みざるべからず。

抑も一般自由貿易論に於ける第一の假定は即ち若し外國の輸入によりて資本及勞働が移轉するものとせば内國に於ても其等に對し同様有利に又一國にとりては更に有利に之れが使用を發見すべしと云ふにあり。之れ即ち生産力は實際上一國內に拘束せらるゝものにして只其の生産物のみ交換し得べきものなりとの意を含むものと云ふべし。第二の假定は即ち一國內に拘束せられたる生産力は完全なる自由を有するものにして若し其の事業にして有利ならんには如何なる使用にも運用せらるべしと云ふにあり、今吾人は此の二個の假定中第一につきて考究せんに經濟上の進歩につれ殊に現代の進化につれ資本は益々國家的たる性質を脱して世界的性質を帯ぶるに至れる事を發見するなるべし。然もアダム・スミス時代に於てさへ既に資本の國際的移動性あるは之れを認められたるにあ

らずや、されば若し外國輸入品によりてある種工業の資本が移轉せられたりとせばこれ内國の他工業に赴かずして却つて外國に移轉せらるゝに至らん、勿論其のあるものは假令特殊の形式を採り又は實際上一定の場所に固著せしめらるゝ事ありとするも全く消滅する事あるべきなり。勞働に就きても其の程度は稍低きも其の眞理なる事亦同一なり。其は移住するに至るか或は不利なる使用失業若しくは貧窮に陥るに至るべし。

經濟上の進歩に於て他の顯著なる事實は即ち益々大經營の生産に向ふの傾向ある事是なり。大經營生産の經濟は各國民をして其の國內市場を維持し其の外國市場を可及的廣大ならしめんと焦慮せしむるなり。

若し吾人此等の事實を内外自由貿易の問題に適せば自由貿易の利不利は此等二個の場合に於て自ら相異なる所あるを見るべし、内部の障壁を破壊する事によりて一國內又は聯邦國內に於ける資本及勞働の移動性は増大せられたりと云ふべく假りに一國內に於て一地方は之れが爲めに打撃を蒙るも、他地方は更に利得する所多かるべく従つて内國自由貿易につきてのみ言はば概して内國に於ける資本及勞働の使用に對して大に奨厲を與へた

るものと云ふべく、かくして内國自由貿易の場合に於ては一國內に生産力を保留するものなりとの假定は亦正當なるものと云ふべし。同じく亦内部障壁の撤去は以て生産上に於ける經營の擴張を促がし従つて國民は概して之れが爲めに誘起せられたる經濟によりて利得するものなり。而して一般に内國市場は之れ重要な市場にして内國自由貿易によりて其の組織は改善せらるゝが故に此の點に關し國家は内國自由貿易によりて利益する所あるものと云ふべきなり。

然れども之れを對外自由貿易につきて見るに資本及勞働は外國に移轉するの恐なしと云ふべからず。又外國人に對して其の内國市場に入る事自由なるを致さしむるが故に大經營生産の利益を之れに與ふる恐れなしと云ふべからず。亦單に内國工業に就きてのみ見るに内國工業は外國工業と競争場裡に立つに當り外國工業の發展に伴ひて益々其の競争は困難ならざるを得ざるの事情なしとせず、アダム・スミスは外國貿易を論ずるに當り常に内國市場及勞働の内國使用の重要な旨を切論し亦自然的に富の増殖を來すの結果は剩餘生産物の輸出を益々重要ならしむるものなる事を主張せり、此の見地よりすれば外國市場の擴張は之れを

忽にすべからざるものにして報復の手段に訴へて廣大なる外國市場を恢復し若しくは維持するの政策を良巧なるものとするの理由も蓋し茲に存すと云ふべきなり。

憾むらくは只時間に制限ありて充分に此の興味ある對比を論究する事能はず、然れども茲に余が敢て一言せんとするは第一に内國自由貿易に就きて見るに其の論據の依つて以て基礎とする假定は一般に實現せられたる事之なり、然れども第二に對外自由貿易に就きて見るに其の場合はいく單純なるものにあらず、其の利不利の如何は他の條件の實現如何によりて左右せらるゝものにして亦之の經驗に訴ふるの必要ある事之なり、然れども此の點に關し對外自由貿易を是とする單純なる一般的論據を否認するは獨斷的之れ即ち保護主義に左袒する單純なる論據を許容するを意味するものなりとの思想に對しては抗論せざるを得ざるなり、若し假定にして外國輸入品によりて移轉せられたる勞働及資本は内國に於て之れが使用を發見するものなりとの證左を必要せんか然らば同様假定は若し吾人が外國輸入品を排除せば必然吾人は工業の増大を來し又消費力の増加を得るに至るの實證を必要とするものなり、若し保護主義の場合が

く簡單明瞭なるものとせば支那離隔の政策は一般に採用せらるゝに至るべく或は又最良の貿易は自國內に於て生産し能はざる物品に限らるゝ事となるべきなり。

是れを要するに以上論述し來れる見地より我がブリテン帝國內に於て内國自由貿易を採用せるは之れ主として獨立的國體の思想に全く相反する帝國同盟の思想の實在せるに基くものと云はざるべからず、斯くの如くして吾人は帝國同盟の各方面相互の關係の重要な會得すべし、共同の利益及同盟の實在を増進する傾ある防備以下あらゆる施設は之れ内國即ち聯邦内の自由貿易を採用するに當りて便宜なるものにして且又内國同盟の他の目的を達せんとするに際しても利益あるものと云ふべし、勿論此の事たる互に倚賴せる部分に對する相互的利益の見地よりも亦之れを論ずるを得べし、吾人は茲に各植民地若しくは領土が母國に對する保護關稅を撤去する事によりて却つて利益を享受するものなる事を示さんとす、若し此の方面に於ける論據にして成功せりとせば之れ蓋し論據中最強のものと云ふべし、今斯くの如き利害の著しき調和を假定せずとも兎に角此の論據中數多の眞理あるの一事は首肯せらるべきなり。内國自由

貿易によりて初めて資本及勞働は其潤澤なる舊國より此を最も必要とする新開國に容易に移轉せらるべく而して殊に各植民地は此等資本及勞働を更に必要とするものなり。然れども自由貿易を贊成する單純なる獨斷的論說に重きを置く者即ち我が英國にとりては最少の差別稅と雖も、之れ其の繁榮に對しては危険なるものなりとする者こそ實に植民地を以て自由貿易の場合を論述する能はざる者なる事を見れば實に驚かざるを得ざるなり。吾人は植民地が決して内國的自由貿易政策を許容せざる事を決意せりと聞けり。然れども自由貿易が常に最良の政策なりとせば何ぞ植民地はかく頑冥愚劣なるを要せんや事實は果して如何。

吾人は再び經驗に之れを訴へ實際上の事實若しくは狀況に訴へて一言せざるを得ざるなり。吾人若し一度歴史を緝かば大國家大聯邦國等によりて採用せられたる此の内國自由貿易政策がある場所に於ては之れが爲めに失ふ所あるも又他方に於ては利する所ありしならん、不列顛帝國に於ける此の内國自由貿易の採用は元より複雑せる結果を齎らせる事疑を容れざる所なり。即ち一地方の損失すると共に他地方の利益せる所あるべく或は既に定まれる利益を妨害せる事もありしならん。然らば

此の妨害に對し聯邦の各部分を得心せしめんとせば勢ひ帝國同盟の一般的利益ある事を信服せしめざるべからざるの必要あり、而して之れ當然帝國の對外商業的關係に遡らざるべからず。此の點に關しては既に論述したるが如く聯邦國は概ね自由貿易政策に反對し對外保護政策は之れ同盟の強固を増進し從つて又内國自由貿易を發展せしむるものなりと思考せり、茲に於て我が英國に於て蒙る對外自由貿易上の犠牲は内國自由貿易を同様擴張するによりて填補せる、其れに比し或は犠牲が過大なるの事實なきや否やの問題は之れ一考を價するものといふべし、對外商業政策に於て利害共有の精神を振興し或は亦偶々内國の墻壁を破潰せんとするが如く一般に一致せしめんとするには何等の犠牲を價せざるにはあらざるか保證の必要缺くべからざるものなりとの一事に於て思凝狂者たりし彼れベンザムは、時ありてか保證は保證の爲めに犠牲となる事之れ又必要なりと云へり、然らば自由貿易の利害關係に於ても時ありてか自由は自由の爲めに犠牲とならざるべからずて亦事亦瞭然たる事なり、帝國内に於ける内國自由貿易は若し其の必要ありとせば之れ確かに對外自由貿易の幾分を犠牲とするの價値あるものといふべきか。

余は帝國自由貿易の理想は單に其の豫備として我が英國が從來維持せる對外自由貿易政策を放棄し之れに代へて帝國保護政策を採用せしむる事を得るに過ぎずと斷言せんとするものにあらず。余が茲に確説せんとする所は即ち帝國內に於ける内國自由貿易の利益は時を経るに従つて益々増大し若し其の必要ありとせば終ひには母國及植民地の對外政策間に調停を遂行せざるべからざるに至らんとしふにあり、内國自由貿易の理想はある場合に於ては單に漸次不列顛帝國により實現せられ得るに過ぎざるべし。帝國がかの對外自由貿易を採用するに至れるは假令千七百八十六年佛國と締結したるピットの條約に始まりしと雖も、アダム、スミスが富國論を公にしてより百年餘の歲月を経るに於て初めて其の完成を見るに至りしにあらざるや、穀物條例の撤廢せるれたるは戰爭の初期にもあらず、亦終期にもあらず之れ只戰爭酣なりし間に於ける顯著なる出來事なりしなり、若し内國自由貿易の理想にして亦斯くの如く實現せらるゝものとせば吾人は歩一步理想に向つて前進せざるべからず、然れども此の點に關し平々凡々敢て茲に之れを主張し解説するの要なしと雖も余は一言以て若し進歩がなざるゝものとせば之れ所謂進歩に

して進歩にして退歩にあらざる事を主張し、且つ現今我が市場に何等の制限なく自由に輸入せらるゝ植民地、生産物に對し課税するが如き事あらば假令之れが爲めに外國生産物に對する重税を伴ふとするも之れ一種の退歩たるの觀ありと斷言せんとするものなり、我が英國の市場が他聯邦に對し開放せらるゝに至らば即ち我が理想に到るの途既に其の半に達せりと云ふべきなり。

帝國内に内國自由貿易を執行せんとする際に於て吾人は其の法規の條文にあらずして其の精神とする所と觀察せざるべからず、又吾人は我が政策の結果を廣く觀察せざるべからず且つ我が政策の意味する所を廣く觀察せざるべからざるなり、其思想のあるものは既に之れを實現し得たりしかのアダム、スミス及數多の政治家或は思想家の言を以てするも自由貿易は決して總ての關係を撤廢せんとするものにあらずき、關稅に代へれて之れと全く同一物なる物産税を賦課せんとするに至れるは之れ實に最近の事に屬するなり、一シルリングの穀物税が千八百六十九年に廢せられたるは之れ自由貿易が廣く運用せられたる原則より狹隘なる箇條に推移せる跡を示すものと云ふべきなり。自由貿易が實際上目的とする所は制限的若しく

は獨占的政策の弊害を脱し或は之れを避けんとするにあり、然れども歳入を收めんとする事柄に於て實際上多額の收入を必要とする際には課税の理想の原則も往々之れを放棄せざるべからざるなり、實に此の實際上の原則の爲めにはアダム、スミスの四原則も多少輕視せられたるの傾あるにあらずや、アダム、スミス自身の言を聞けあらゆる適當の課税目的物が枯涸せられたる後更に國家の危急の爲めに新らしき租税を必要とするものある時は不適當なる課税目的物にも亦課税せざるべからざるなりと、彼は更に進んで和蘭が國家獨立の爲めにせる戰爭の經費と國家存在に必要缺くべからざる築堤の經費とに應せんが爲めに生活必需品に課税したるを可としたるにあらずや、亦アダム、スミスは單一關稅制度を主張せり而して此の理想は近世の大聯邦國即ち獨逸及北米合衆國に於て遂行せられたり、然れども不列顛帝國に於ては地方的接觸の缺乏と經濟的狀態の差違あるが爲めに完全に單一關稅制度を遂行する事はざるの事情ありと云ふべし、然れども假令精細の點までは單一制度を遂行し得ざるとするも適用さるべき原則に於ては能く一般的に一致せしむる事を得べく而も帝國の權力は或は之れを通商條約の商議に應用し

或は之れを復讐の壓迫に適用する事を得ん。此方面の帝國問題を論ずるに當り吾人は他の大聯邦國の經驗より推測し一般假定は内國自由貿易を可とすると等しく對外關係に於ける假定は外國輸入品に一部の制限を加ふるを可とするものなる事を記憶せざるべからず、然れども何れの場合に於ても此の假定は證明せられざるが故に亦茲に吾人は實際狀態に就きて詳細なる考究の必要に迫るものなり。

尙近世の聯邦國に於て中央政府は主として關稅に倚賴すれども帝國收入の一部は何故に他の財源物に益々増進する地代より收むべからざるかに就きては確固たる理由ある事なし、社會の一般的進歩より生ずる地代は其の社會の保證の爲め或は發展の爲めに使用するの公平なる事何ぞ之れに勝るものあらん、若し此の保證此の發展にして帝國同盟によりて増進せらるゝものなりとせば同盟は其の依つて生ずる利益に參與すべきものなり、加之斯くの如く何等資本勞力を加へずして土地の相場に騰貴をなしたるものに對し課税するは之れ實に内國自由貿易採用の結果たるべき富及人口の再分配に於て均衡的又填補的結果を齎らすものと云ふべし。

余は帝國同盟の他の諸利益を茲に引證する時間なきを憾みとするものなり、例へば一方に本問題を論ずるに伴つて大資本の獨占事業の論すべきあり、或は移住來住のなさるゝあり之れを略言するにアダム、スミスが國家に歸したる義務即ち決して個人の利害關係の下に維持すべからざる公共的事業或は施設を建設し之れを維持するの義務の下に企てられたる數多の畫策のあるあり、然れども此の如き官業の擴張は原則として地方政府にとりて其の事業の不適當なる場合に限りてのみ干渉すべきものなりとす。

今余は決論として我が論旨の綱要を論述せんとす、即ち我が基礎とする所はアダム、スミスによりて陳述せられたる帝國同盟の畫策なり、全畫策の根據は帝國防備の必要にあり、帝國防備は之れ實に第一に必要缺くべからざるものと思考せざるべからず、戰爭と戰爭に對する恐怖の念とは之れ實に政治的聯合の此の主要なる目的を達せんが爲めに獨立國及準獨立國を驅りて益々其の同盟を發展せしめたる大動力なりしなり、國防の事たる或は友誼的同盟の方法により或は獨立支配權と相伴ふて任意的義措に其の基礎を置く所謂地位を同じふするの方法等によりて之れを遂行する事必ずし

も不可能にあらずとするも然も中央集権組織の方  
法に比すれば其の效果同日の論にあらず殊に其の  
基礎を海軍力に置く防備組織に於て然りとす、然  
れども歴史が指示するが如く任意的義捐の方法は  
之れ其の發達に於て必要なる一階段といふべきな  
り。尙繼續的防備は若し帝國的思想を以て目的た  
るべきものとせば聯邦若しくは帝國の需用と共  
に増大する繼續的歳入の必要を含むものなり、且  
つ又各選舉權者が經費を按排し或は平和若しくは  
有事の際に於ける帝國の政策を協賛し或は決定せ  
んが爲めに代表せらるゝ繼續的中央政府の必要を  
含むものなり、然れども上述せる如き種類の防備  
聯合は當然他の目的をも遂行せんとする聯合を含  
むものなり、此等目的中帝國各部間の内國自由貿  
易は歴史上明白なるが如く其の重要防備の次に位  
すべきものと云ふべし、此の内國的商業上の關係  
の整合と密接なる關聯を有するものは即ち兎に角  
其の主義に於て諸外國に對する對外商業的關係を  
一致せしむる事之れなるべし、最後に其の他數多  
の義務なれども之れ中央政府によりて最も良く遂  
行し得らるゝものなり、帝國主義の最大危険とす  
る所即ち過度の中央集権と過度政府萬能主義とは  
之れ實に羅馬帝國滅亡の主因とも稱すべきものな

らんも然も此の危険たる若し吾人が其の指針とし  
てアダム、スミスの原則則ち個人によりて能く處  
理し得らるゝものは何等之れを政府に委するを要  
せず又地方政府は委するを得るものは決して中央  
政府に委すべからずて原則を固守するに於ては  
能く此の危険を避くる事を得るならん、此の單純  
なる原則により各國民性の理想とする所は充分に  
發揮せしむるの餘地を存すべく従つて既に取得せ  
る又創始せる主權の放棄に基く反對論は爲めに消  
滅するものと云ふべし。  
以上述べたる所は即ち畫策の概要なり然れども茲  
に此の如き帝國同盟は既に試みられ然も其の缺點  
を發見せられたるものなり、と反對するものあら  
ん、此の意見に従へば植民地は古代のメジア人或  
はペルシヤ人の法律の如く全く一定不變のものな  
りとなすものにして其の不條理なる事多言を要せ  
ざるなり。  
千八百六十二年下院の決議は植民地にして自治  
制を享有するものは各自の陸軍防備に對し其の責  
に任すべきものにして又其の經營をも負擔すべき  
ものなりと公言せり、然れども此の政策一度遂行  
せらるゝに至らんか植民地に對する關係の物質的  
羈絆は茲に切斷せらるべく植民地は英國の主權を

承認しつゝ然も自衛上充分なる軍備をなして遂ひ  
には不列顛帝國の屬國たるの境を脱して發達する  
に至るべし、植民地は然も尙一旦有事の際に至れ  
ば英國に對し少くとも海軍の保護を求め平時に於  
ては彼等植民地は絶へず英國の法律制度を模倣せ  
んとし而して英國公民權を有するの故を以て其の  
名譽を誇示せんとするにあらずや、近時植民地が  
物質的關係の羈絆を切斷せずして而も海軍防備の  
責任を引受くるに至れるが故に却つて分散の傾向  
を遏止し共同利益發展に對する新思想を開始せり  
と説くものあれども之れ少しく過言にはあらざる  
なきか詳細の點は姑く之れを措き千九百七年の會  
議に於て植民地代議士の言を盛ならしめたる重要  
なる動機は果して如何なるものなりや、之れ即ち  
實際上の聯合をして單に防備に於てのみならず、  
帝國の各部をして更に密接に結合せしむるが如き  
方法に於て進歩せしめんとする切望と熱心是れな  
り、彼等が商業上の優先權を認めんと主張するも  
亦之れ利益の共有を承認する思想に基くよりも寧  
ろ自己の利益を得んとする思想に基くよりも寧  
ろ對し障害となるものは何ぞや、植民地は曰く之れ  
東國に於て崇拜せらるゝ自由貿易てお狂崇物なり

と、然れども之れ全く彼等によりて崇拜せられた  
る市場の偶像即ち政財上の自治權なりと答ふるを  
以て更に妥當なりと云ふべし。  
最近の經驗によれる我が英國の二大政黨が共に  
最も重要な憲法上の變動を我が議會に導入せざ  
るべからざる事を承認したり、幸にも其は茲に論  
述したるものにとりて重要たるべき唯一の點な  
り、我が國民の心意は政府第一の原則に向けられ  
つゝあるものにして彼等が此の考究を成就せざる  
以前に於て次の如き問題を惹起するに至らん事全  
く不可能の事にあらざるべし、即ち不列顛帝國議  
會は其の眞正なる意義に於て帝國議會なりやの問  
題之れなり。  
時今や帝國同盟の問題を再び論ずるの好機にし  
て諸外國に於ても又植民地に於ても將た又我が英  
國に於ても其の現状は此の問題に對し實際的解答  
を與へられん事を需めて止まざるなり、然れども  
若し吾人實際解答によりてアダム、スミスの學理  
を遵奉せば吾人は決して大なる利益若しくは之れ  
に反對する有力なる偏見に就き何等考究せず、直  
ちに我が理想とする所を完全に實現せんとするも  
のにあらず眞正なる政治家即ちソロンの如きは最  
良の制度を設立する事能はざりし時は國民の堪へ

得らるゝ最良の制度を設立せんと試むるなり、又彼れ正道を立つる事能はざりし時は邪道を改むるを蔑卑せざるなりとは之れアダム、スミスの言なり、吾人は國民生活に於て一興一衰は免るべからざる數なり而して國民生活に於ては一世紀は之れ實に一瞬時に過ぎざるなり。(完)

以上はエコノミツク、シヨール所載ニコルソン教授の論文を抄譯せるものなり

新 著 紹 介

Andrew D. White: Seven Great States men.

アンドルー、ヂックソン、ホワイトは千八百三十二年の出生にしてエール卒業後、歐洲に負ひて巴里伯林の大學に學び、ミシガン大學史學教授より轉じて新設コーネル大學總長となり、傍ら近世史の講座を受持ち、晩年公使又は大使としてペテルに伯林に駐劄し、海牙の平和會議にも列席したる知名の士にして、現に米國史學會々頭たり、科學神學衝突史并に自傳等の著作は著者の學殖と閱歷とを後昆に傳ふるに足る可きものなるが、昨年十月發行の「七大經世家」も亦優にこれらの著作と比肩するを得可し。

「七大經世家」のうち、ビスマークは著書の米國公使として親しく往來せるところ、カヴールには會見の機會なかりしと云ふも、深くその人物性格事業を研究せしもの、如く、兩偉人の月旦は本書のうち、にありて殊に興味饒きものあり、チュルギーとスタインとの事蹟の如き、假令一は失敗に了り、一は成功を告げたりと雖も、これ勿論大局の上より下せる評論にして、仔細にその經歷を比較する時は類

道理と戦へると云へり、苟くも背理を排して人道の爲めに盡さんとする獨立の士は本書に依りて益々その志操を堅實ならしめんことを努めざる可からず。(田中萃一郎)

御 斷

本號論說マクラレン氏の論説は校正の責任書記に有之候間此段御斷申候也。

似の點も亦尠からず、チュルギーの十三年間、リモージュ地方を治め、スタインの二十年間、ウエスファレン地方に在任せるその治蹟は共に國務大臣の要職を以て酬られたり、チュルギー、スタイン共に官僚政治家たりと雖も、その政見は徒らに官僚社會の利益をのみ圖らんとするが如き、狹隘なるものにあらず、この憂國の至誠は巧みに紙上に寫し出されたり。

初めて獨逸語を以て大學の講義を試み、儕輩をして目を側てしめたるトマジウス、國際法の原則を説きて人道の爲に盡瘁したるグロチウス、又相並べ稱すること得可し、その故郷に容れずして亡命の客となりしは相似たれど、トマジウスのハレー大學の創立者として、傍ら弊政を匡救し得たるは聊か以て慰む可きも、貞實なる夫人の盡瘁により書物を收めたる箱に藏れて牢獄を脱し、巴里に流寓せる後、瑞典に仕へ歸國に際して難船の厄に遭ひ、ロストックに客死せる、グロチウスの一生は實に悲慘なり、然れどもその死後には羅馬法皇政府の逼害を受けて、遺骸の所在をも失はせんとせる、ヴェネチアのサルピの事蹟は「七大經世家」のうち、にありて最も深く獨立の學者を感奮せしめずんばならず。著者は本書に冠して「人道」の爲に不